

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 企 第 3 5 号
(交 指 、 交 規)
令 和 7 年 5 月 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

総合的な交通事故分析の推進について

みだしの件については、「総合的な交通事故分析の推進について」（令和元年7月29日付け交企第179号。以下「旧通達」という。）により、交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員を設置し、組織的かつ重点的な交通事故分析を実施する体制を整備するとともに、交通事故分析の前提となる正確な交通事故統計原票の作成に係る教養を強化しているところであるが、この度、旧通達の有効期間の満了に伴い、所要の見直しを行ったことから、本通達に基づき、引き続き総合的な交通事故分析の推進に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 総合的な交通事故分析の推進に当たっての基本的な考え方

交通死亡事故等の更なる減少を図るためには、社会的背景、環境的背景等の変化を踏まえ、具体的にどのような形態の交通死亡事故等が増加しているのか、また、減少幅が小さくなっているのか等について、的確な交通事故分析を行い、その分析結果に基づき、真に効果的、かつ効率的な交通事故抑止対策を実施していく必要がある。

そのためには、全国的な傾向を踏まえつつ、地域の交通事故実態に応じて、独自に詳細な分析を行うことが不可欠である。

また、他県と比較し、本県において多発する交通事故の特徴や傾向について、その要因を分析するほか、GIS（地理情報システム）ツールを活用した事故多発地点、多発時間帯、多発形態等の把握はもちろん、物損事故情報や企業等から提供を受けたプローブ情報等も活用して潜在的な事故危険箇所の把握に努めるなど、交通事故抑止対象路線、地区、箇所等において、きめ細かい対策を講じていくための詳細な分析が必要である。

このような総合的な交通事故分析の実施には、交通部内各課及び警察署・高速道路交

通警察隊（以下「警察署等」という。）並びに道路管理者等関係機関の横断的な連携が必須であり、交通企画課が実質的に関与して組織的に分析を行う体制を確保する必要があるほか、分析を支える正確な交通事故統計情報の収集については、その根幹たる交通事故統計原票の作成、審査等に関し、交通企画課による警察署等に対する指導体制の確保が求められる。

2 交通事故分析体制の確保

前記1に基づき、総合的な交通事故分析を実施する体制を確保するとともに、交通事故統計原票の作成等に係る指導体制を確保するため、次のとおり、交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員を設置するものとする。

(1) 交通事故分析官

ア 要件

交通事故分析官は、交通警察の経験が豊富な警視若しくは警部の階級にある者又は警察行政職員の相当職にある者をもって充てるものとし、原則として1名で専任とする。

イ 任務

交通事故分析官の任務は以下のとおりとする。

- (ア) 個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的な検討を加えた調査・分析を行うこと。
- (イ) 交通部内各課及び警察署等並びに道路管理者等関係機関との横断的な連携の下に、効果的かつ効率的な交通事故抑止対策の企画、諸対策の効果検証及び交通事故情勢等の国民に対する情報発信に資する分析を行うこと。
- (ウ) 交通部内各課及び警察署等が実施する分析に対する必要な助言、指導を行うこと。
- (エ) 交通事故統計の正確性及び全国的な斉一性を確保するための指導教養を行うこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記イ(ア)の実施に当たっては、現場確認が必要と認められる死亡事故、社会的反響が大きい交通事故等が発生した場合には、実況見分調書、被疑者供述調書、参考人供述調書等を閲覧するとともに、自ら事故現場等に臨場し、当該現場の道路環境や車両状態について調査し、また、調書等に表れない背景事情等について捜査に従事した警察官から聴取するなどして、事実の的確な把握に努めること。
- (イ) 上記イ(イ)の実施に当たっては、GIS（地理情報システム）を搭載した分析システムを構築するとともに、事故当事者や車両の状態、周辺の道路環境、交通規制、交通指導取締り等の実施状況についても把握できるよう当該システムの高度化を図るなど、効果的に活用できるものとする。
- (ウ) 上記イ(ウ)の実施に当たっては、警察署等ごとの交通事故分析データを提供す

るなど、業務の効率化等に配慮した支援に努めること。

(エ) 上記イ(エ)の実施に当たっては、全国統一的に運用している基準について、平素から警察署等の現場担当者に積極的な指導教養を行うこと。また、指導教養に当たっては、現場担当者により収集される交通事故統計情報は警察はもとより国の政策にも影響を及ぼす基礎データであり、全国民に公開されるオープンデータでもあるという重要性を理解させるよう努めること。

(オ) 交通事故分析官が任務を通じて把握した他の都道府県警察における先進的な取組等の有用な知見は、単に所属内にとどめることなく他部門や青森県警察全体の施策等にも利活用されるよう、幹部職員に対する報告などを通じて積極的に組織内の共有を図ること。

(2) 交通事故分析員

ア 要件

交通事故分析員は、警部補以下の階級にある者若しくは警察行政職員の相当職にある者で、警察庁が実施する交通事故統計分析専科を修了した者を優先的に充てるものとし、原則として専任とする。

イ 任務

(ア) 交通事故分析について、交通事故分析官の命を受け、交通事故統計及び分析業務を行うこと。

(イ) 警察署等の現場担当者に対し、交通事故統計分析専科で得た知見等を活用した指導教養等を行うこと。

ウ 留意事項

設置人数については、必要な体制を確保すること。

3 長期的視点に立った人材の育成・配置

(1) 警察庁が実施する交通事故統計分析専科の入校者は、当該専科修了後に交通事故分析員としての登用や、将来的には交通事故分析官としての登用が見込まれる。したがって、入校候補者については、交通事故事件捜査や交通規制等、交通警察全般の経験を積ませるなど、計画的な育成に配慮すること。

(2) 交通事故統計及び分析業務の担当者は、業務上、警察庁や青森県警察が整備する分析システムを始め、表計算ソフトやデータベースソフト等の各種アプリケーションソフトを活用した統計分析、資料作成等に従事することが求められるため、これらに必要なパソコン操作技能の習得に努めさせること。

(3) 交通事故分析官は、警察署等への指導教養や実戦塾の実施等に積極的に取り組み、事故統計、情報分析等の交通事故分析業務に精通した人材を一人でも多く育成し、継続的に配置するよう務めること。

4 交通事故分析結果の情報提供について

- (1) 分析結果の情報発信に当たっては、地域住民の交通安全意識の向上や諸対策に対する理解が得られるよう、具体的かつ、わかりやすい資料の作成に努めること。
- (2) 交通事故分析結果については、社会的関心度が高く、交通安全対策を推進する上で、有益な情報であることから、ウェブサイト等による情報提供を積極的に実施すること。

なお、個人情報の保護に留意し、個人が特定される可能性がある情報やデータは除外すること。

担当：交通企画課事故分析係